

## 甲府市道路位置指定要綱

### (目的)

第1 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づいて、道路の位置の指定を行うについて、その具体的な基準を定めることにより、本市における良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

### (設計の原則)

第2 位置指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）は、おおむね100mを超えないものとして、築造基準は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144号の4の規定によるほか、この要綱の定めるところにしがいい、築造するものとする。

### (指定道路の申請及び築造)

第3 指定道路を築造しようとするものは、甲府市建築基準法施行細則（昭和55年3月規則第20号）第16条に基づく申請を行い、工事に着手しなければならない。ただし、市長がその計画について支障ないと認める場合については、申請前に工事に着手することができる。

2 道路位置指定申請図に明示すべき事項は、次表のとおりとする。

| 図面の種類 | 縮 尺         | 明示すべき事項                                                                                                                                                               |
|-------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 附近見取図 |             | 方位、申請に係る道路の位置附近の目標、街区、既存の道路                                                                                                                                           |
| 公図の写し |             | 法務局の地籍台帳に記載されているとおり転記し、指定を受けようとする道路の位置を明示する。                                                                                                                          |
| 地 籍 図 | 1/100～1/500 | 方位、指定道路の位置、地番号界及び地番号、指定道路の延長・幅員、区画割、転回広場の位置・寸法・面積、側溝（排水方向記入）、土留、擁壁、がけ等を記入<br>取付道路（公道・私道の種別、位置、幅員を記入）<br>取付道路が指定の場合は、指定年月日、番号を記入<br>既設建築物等のある場合は、配置、用途、出入口の方向を記入、土地の高低 |
| 構 造 図 | 1/30～1/50   | 指定申請道路の縦断図、横断図、側溝、土留、擁壁等の詳細図                                                                                                                                          |
| 求 積 図 | 1/300       | 指定申請道路の求積図                                                                                                                                                            |

- 3 道路位置指定申請書に添付すべき図書は、甲府市建築基準法施行細則第 16 条第 1 項各号に定めるもののほか、指定道路が公有地の改廃及び占用に係る場合は、管理者の承諾書又は許可書の写しとする。

(指定道路延長)

- 第 4 指定道路の延長は、取付道路の路肩からとし、指定道路の各部分の中心線の長さとする。ただし、法第 42 条第 2 項による道路に取り付ける場合の延長は、道路の中心線より 2 メートルの後退線からとする。(図第 1 号)

(指定道路の幅員)

- 第 5 指定道路の幅員は、道路幅員とする。

- 2 道路幅員は、道の中心線に直角に計るものとし、4 メートル以上でなければならない。

(図第 2 号)

(転回広場)

- 第 6 転回広場の大きさは、図第 3 号によるものとする。

- 2 前項の停車又は転回できる部分は、有効に保持しなければならない。

- 3 袋路地状道路の終端又は中間に迂回する道路を設けたときは、その迂回路を第 1 項の転回広場とみなす。

(すみ切り)

- 第 7 政令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号、ただし書きの規定により認めるものは、周囲の状況により、やむを得ずすみ切りを片側のみにする場合とする。この場合における形状は、図第 4 号に該当するものとしなければならない。

(勾配)

- 第 8 指定道路の縦断勾配は 12% 以下とし、階段を設けてはならない。ただし、市長が地形及び通行の安全上、支障がないと認めた場合においてはこの限りでない。

- 2 指定道路の横断勾配は、2% を標準とする。

(排水施設)

- 第 9 指定道路には、両側に排水溝を設けなければならない。ただし、道路形状及び周囲の状況により排水に支障がない場合は、片側とすることができる。

- 2 前項の排水溝構造は次のとおりとする。

(1) 内のり幅及び有効深さは、それぞれ 30 cm 以上とし、三面以上をコンクリートとする。

(2) 水勾配は、500 分の 1 以上とする。

(3) 原則として溝蓋を設ける。

- 2 附近に排水路、河川がある場合等有効な排水が確保できるときは、前項の排水溝に換えて L 型溝とすることができる。

- 3 側溝の流末は、適切な排水路、公共道路の側溝又は河川に接続させ溢水のおこらないよ

う措置しなければならない。

(路盤)

第 10 指定道路は、円滑な交通に支障がないよう碎石等を入れ、充分転圧し、地耐力の保持につとめるものとする。

(舗装)

第 11 指定道路は、原則として、厚 3 cm 以上のアスファルト等で舗装するものとする。

(指定道路築造工事完了報告及び現地審査)

第 12 道路位置指定を受けようとする者が、第 3 による築造工事を完了したときは、その旨を市長に報告するとともに、現地審査を受けなければならない。

(道路位置指定の公告及び通知)

第 13 市長は、道路位置指定したときは、その旨を市揭示場に告示し、かつ、道路位置指定書を当該申請者に交付して通知する。

(指定道路の管理)

第 14 申請者は、常に公衆の用に供するように指定道路を良好に管理しなければならない。

(私道の変更又は廃止の届出)

第 15 指定道路を変更又は廃止しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号に掲げる場合にあっては原則として前項の承認はしないものとする。

(1) 法第 43 条の規定に抵触する敷地が生ずる場合

(2) 関係権利者の廃止に対する同意がない場合

(3) 通り抜け道路における一部廃止又は道路幅員を減少する場合

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を告示し、かつ、届出人に通知するものとする。

附 則

この要綱は、昭和 50 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月 31 日)

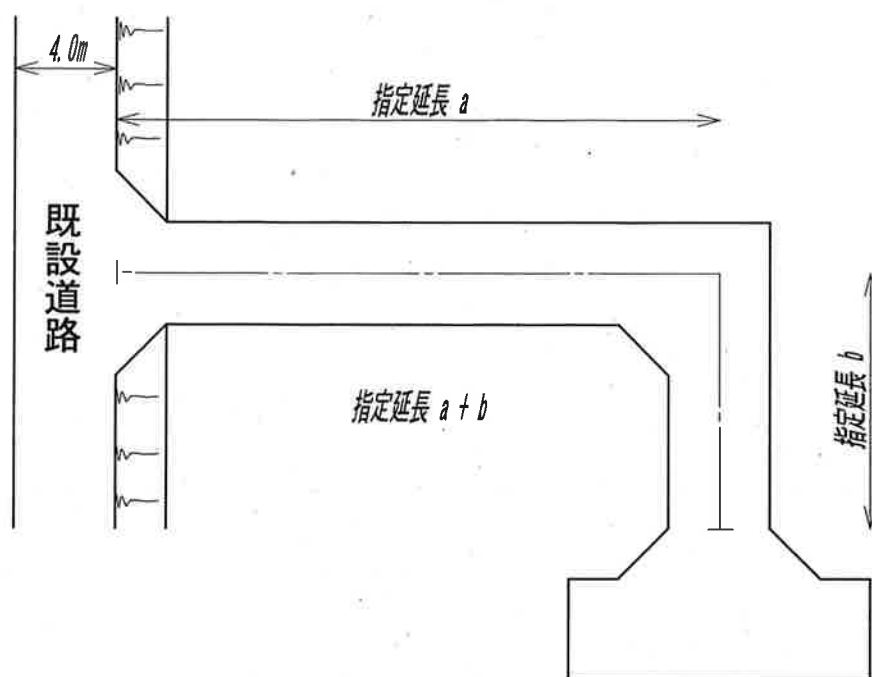
この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 25 日)

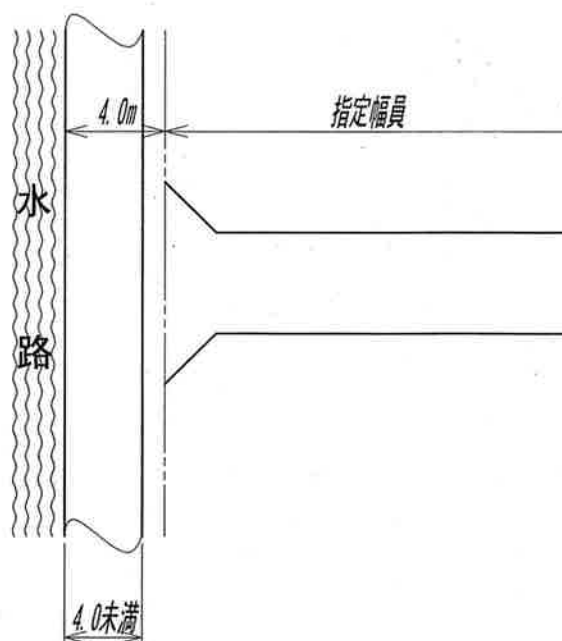
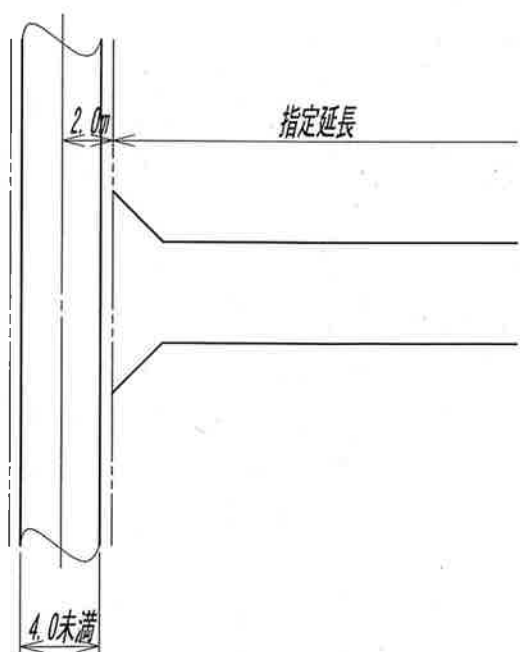
この要綱は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

# 図第1号 延長のとり方

(1)

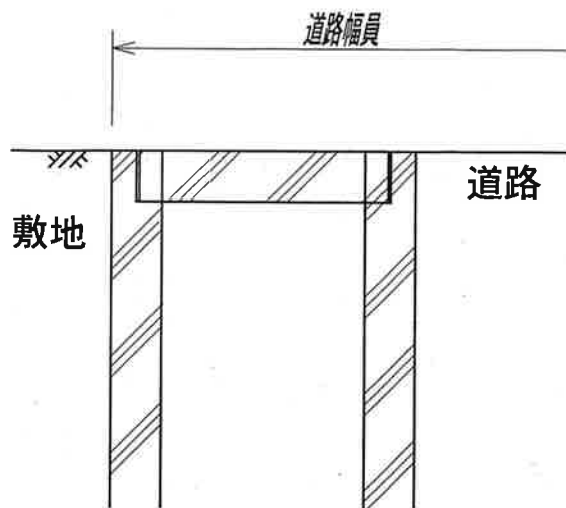


(2)

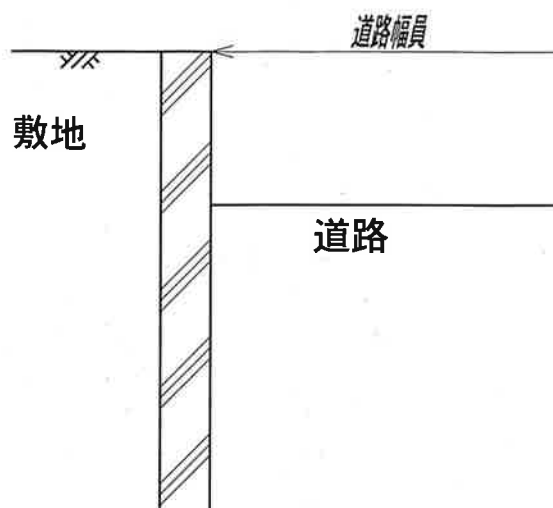


## 図第2号 幅員の計り方

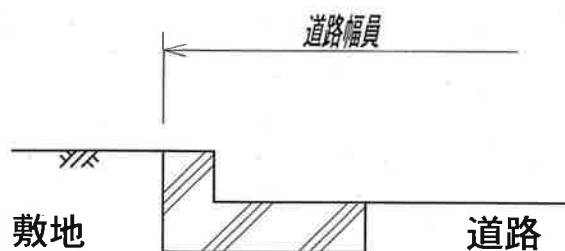
(1) 側溝の場合



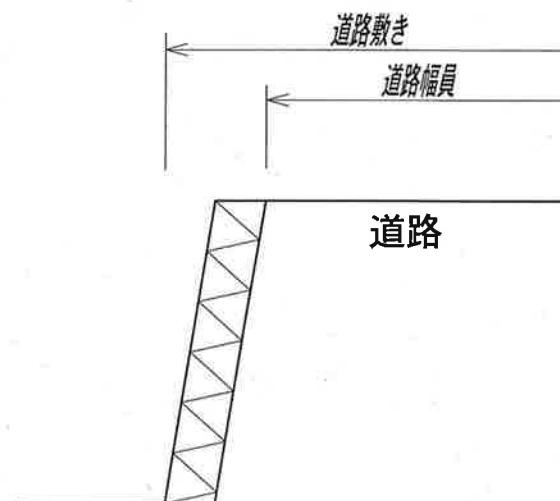
(2) 土留の場合



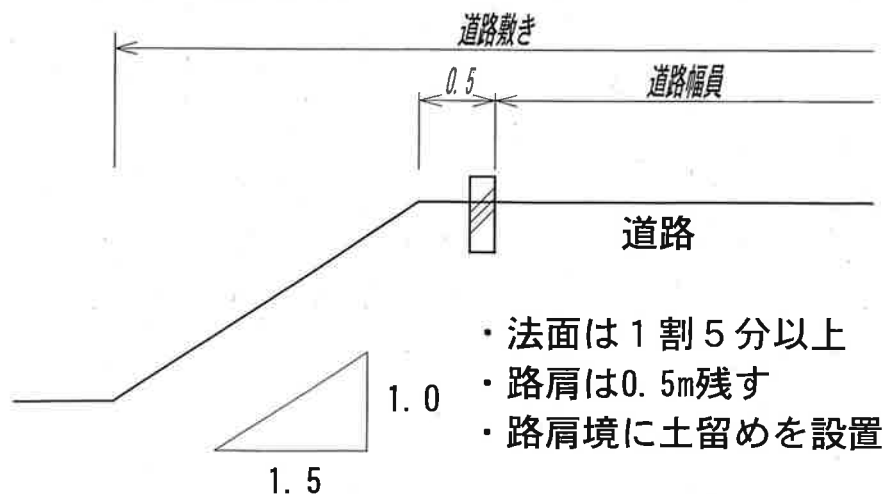
(3) L型溝の場合



(4) 石積の場合

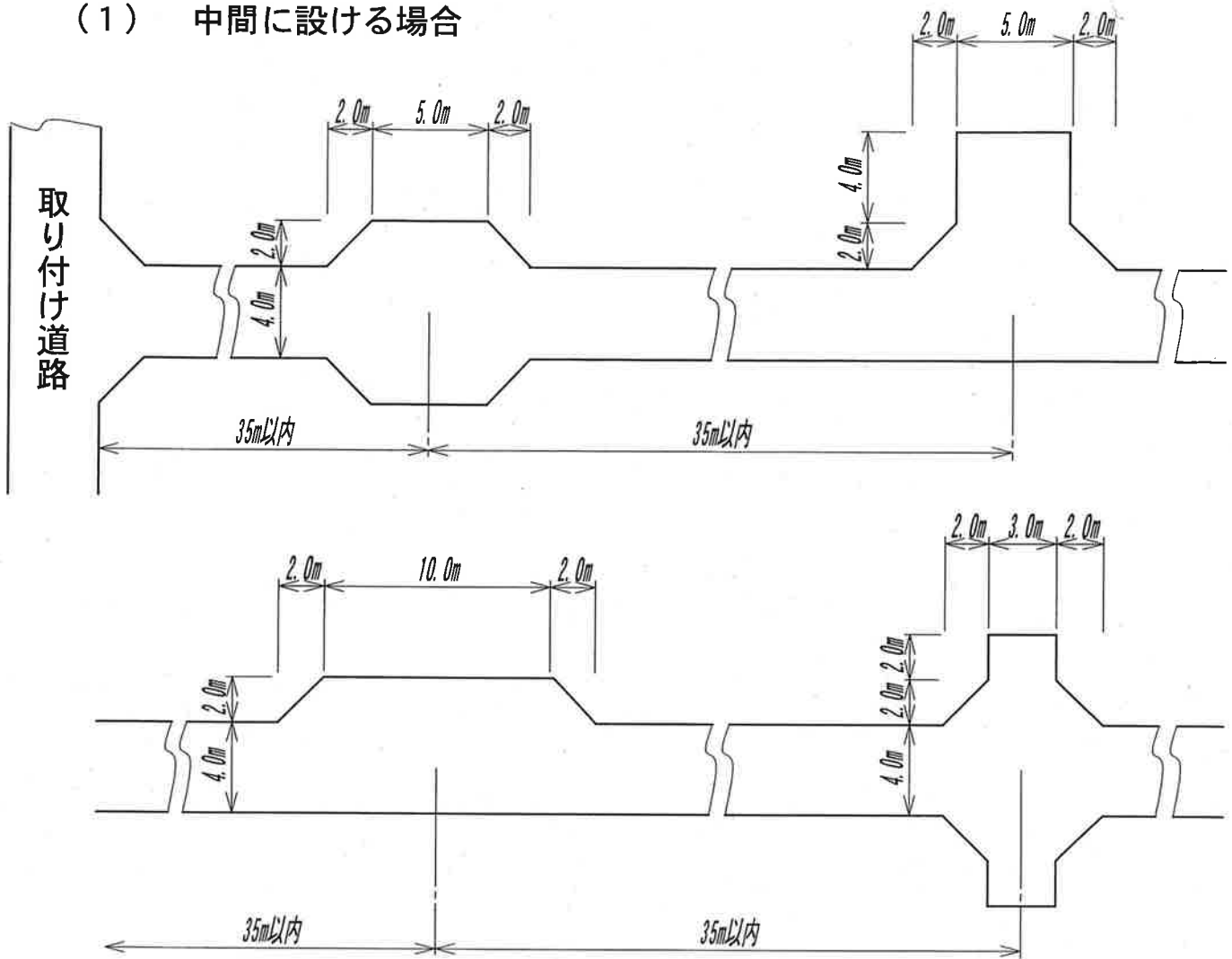


(4) 土端の場合

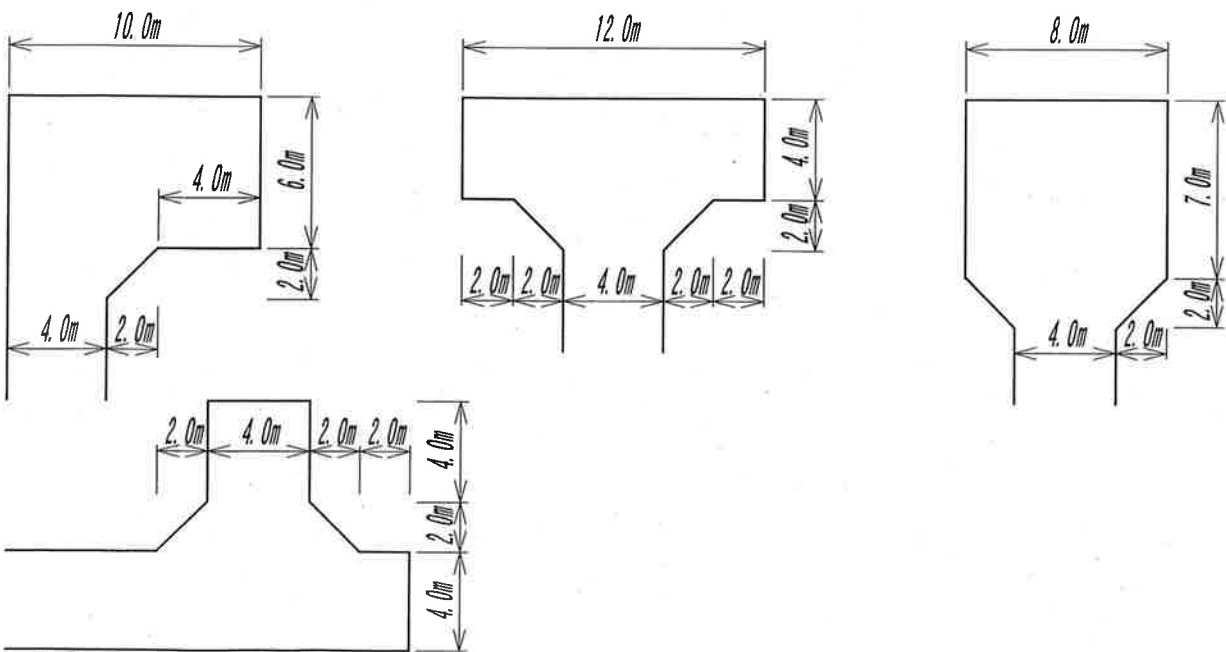


図第 3 号

(1) 中間に設ける場合



(2) 終端に設ける場合



図第 4 号

※ 片側すみ切の場合

